

基本的な考え方

【計画の位置づけ】

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく、**都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画**として策定
- 「東京都男女平等参画推進総合計画」等の**関連する計画と整合性**を図り策定
- 都政の新たな羅針盤「**未来の東京**」戦略」の趣旨を踏まえて策定

【計画期間】

令和6年度から10年度までの**5年間**

【計画の理念】

困難な問題を抱える女性の**人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、**本人の意思が尊重**されながら、**安全にかつ安心して自立した生活**を送ることができる東京の実現

計画策定に当たってのポイント

- ✓ **東京都女性相談支援センター**と**東京都女性相談支援センター多摩支所**、全区市・都の西多摩福祉事務所や支庁に配置されている**女性相談支援員**、5か所の**女性自立支援施設**を軸とした**支援基盤の充実・強化**、医療機関・警察等の**関係機関**や多様な支援を提供する**民間団体等**と**連携・協働**した支援体制の構築
- ✓ 日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの**若年女性への対策**を関係機関と連携し、**より一層充実**
- ✓ 当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して**幅広く調査・ヒアリング**を行い、把握した**意見も踏まえて計画を策定**

5つの基本目標と今後の取組

基本目標1 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

- ① 相談体制の整備等による対象者の早期の把握
- ② 気軽に立ち寄れる居場所の整備
- ③ 多様な一時保護先の確保
- ④ 専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決
- ⑤ 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供
- ⑥ 地域での安心な生活を支えるアフターケア
- ⑦ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援
- ⑧ 東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援

基本目標2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施

- ① 適切なアセスメントの実施
- ② 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加
- ③ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進
- ④ 社会資源の把握による最適な支援の提供

基本目標3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

- ① 同伴児童への心理的サポート等の実施
- ② 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保
- ③ 母子同一の場所での一時保護
- ④ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援

基本目標4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

- ① 関係団体等と協働した若年女性等支援の推進
- ② 関係機関・民間団体等と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応
- ③ 関係機関・民間団体等と連携した「トー横」問題への対応
- ④ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援
- ⑤ 若年女性が受け入れやすい支援

基本目標5 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

- ① 女性相談支援センターの体制強化・機能強化
- ② 女性相談支援センターと児童相談所との連携強化
- ③ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化
- ④ 女性自立支援施設の体制強化
- ⑤ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実
- ⑥ 民間団体等との協働の推進
- ⑦ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
- ⑧ 配偶者等暴力対策の実施
- ⑨ 施策の周知・啓発・広報の実施